

# 「子どもを犯罪の被害から守る条例（素案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

平成 27 年 6 月 1 日

宮城県では、「子どもを犯罪の被害から守る条例（素案）」について、平成 27 年 4 月 3 日から平成 27 年 5 月 8 日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、5 人、1 団体から合計 20 件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

## 1 「目的」について

|   | 御意見・御提言の内容（要旨）  | 宮城県の考え方  |
|---|---|--|
| 1 | 「どのような犯罪から守るのか」、「子どもの何を保護していくのか」等を「目的」にはっきりと示した方がいいのではないかと。   | 本条例は、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪から子どもを守り、子どもが安心して安全に生活できる地域社会の形成に資することを目的とするものですが、具体的な罪名までは盛り込まないこととしています。<br>なお、具体的に禁止する行為については、個別の条文に規定しています。                          |
| 2 | 児童の権利に関する条約に鑑み、自治体の犯罪防止義務は、子どもの人権を擁護することが最大の目的であることを明記すべきである。 | 子どもの人権を擁護することは大変重要であると認識しています。<br>本条例は、子どもに対する人権侵害行為のうち、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪を防止することを目的とするものです。<br>いじめや児童虐待といった他の人権侵害行為への対応については、児童虐待防止法やいじめ防止対策推進法等に基づき対応してまいります。 |

## 2 「子どもの定義」について

|   | 御意見・御提言の内容（要旨）                                      | 宮城県の考え方  |
|---|---|--|
| 3 | 子どもの年齢は 13 歳未満でよいと思う。                               | 本条例は、子どもが、その心身の未成熟のため犯罪の危険を回避する能力が低いことに鑑み、子どもを犯罪の被害から特に守ろうとするものですが、とりわけ小学生以下の者は、身体的、精神的な未成熟の度合いが高く、知識や経験も乏しいこと、刑法上も、13 歳未満の者については強制わいせつ罪や強姦罪において「性的同意の成立」を認めていないこと等を考慮し、13 歳未満の者を「子ども」として定めています。 |
| 4 | 13 歳未満の者とする根拠があるのか。児童の権利に関する条約が対象とする 18 歳未満とすべきである。 |  |

## 3 「県、県民、事業者の責務」について

|   | 御意見・御提言の内容（要旨）   | 宮城県の考え方   |
|---|--|---|
| 5 | 内容が抽象的であるので、県がリーダーシップを取るための具体策等を示すとともに、県民や事業者が具体的にどのような責務を負うのかを明確にする必要があると思う。                                    | 子どもを犯罪の被害から守っていくことは地域社会全体の責務であり、県のみならず、県民、事業者が協働して取り組んでいくことが必要ですが、県民や事業者はそれぞれ置かれている状況が異なるため、個々の事情に応じ、可能な範囲で行動していただきたいと考えています。 |
| 6 | 県民の責務における「理解」と事業者の責務における「配慮」の明確な定義が必要である。特に、事業者の責務については、具体的にどのような「配慮」が求められるのか、努力の欠如に対するペナルティはあるのか等について明確化すべきである。 | そのため、具体的な責務の内容について規定することは考えていませんが、県としては、県民や事業者による様々な取組に応じ、幅広い支援を行っていきたいと考えています。   |
| 7 | 公園等で暗くなってもゲームをして家に帰らない子どもがいるので、（条例で）家に帰る時間を決めた方がよいと思う。   |   |

|    | 御意見・御提言の内容（要旨）  | 宮城県の考え方  |
|----|---|--|
| 8  | 多くの方が「ボランティア防犯巡視活動」に参加できるよう、ボランティア活動に参加する時間は有給とすることを責務として明示してほしい。   | 子どもを犯罪の被害から守っていくことは地域社会全体の責務であり、県のみならず、県民、事業者が協働して取り組んでいくことが必要ですが、県民や事業者はそれぞれ置かれている状況が異なるため、個々の事情に応じた様々な活動の仕方があると考えています。 |
| 9  | 子どもへの犯罪防止プログラムである「CAPプログラム」が、各学校・PTAにおいて活用されるよう紹介することを責務として明示してほしい。 | そのため、御提案の内容について個別に規定することは考えていませんが、県としては、県民や事業者による様々な取組に応じ、幅広い支援を行っていきたいと考えています。  |
| 10 | 県民から事業者に対して苦情申し立てをしたり特定の配慮を求めたりするような仕組み（調停機関など）を設けることが必要ではないか。      | 子どもを犯罪の被害から守るために事業者が果たす役割は大きいと考えていますが、事業内容や事業規模など、事業者が置かれている状況はそれぞれ異なるため、個々の事情に応じ、可能な範囲で取り組んでいただきたいと考えています。              |

#### 4 「禁止行為」について

|    | 御意見・御提言の内容（要旨）  | 宮城県の考え方   |
|----|---|---|
| 11 | 迷惑行為防止条例でも「いいがかりをつけ、すこむ等不安を覚えさせるような言動」（第3条第1項）や「立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動」（第4条）への罰則が規定されているので、そちらで対応できるのではないか。 | 迷惑行為防止条例でも、「いいがかりをつけ、すこむ等不安を覚えさせるような言動」や「立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動」に対する罰則が規定されていますが、「多数でうろつき、又はたむろすること」や「金品を要求すること」が要件とされています。<br>本条例案は、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為のうち、既存の法令では対応できないものについて新たに規制をしようとするものです。   |
| 12 | 声掛けの禁止については、迷子や家出などの場合に保護に繋がることから萎縮効果を生まないように十分な配慮が必要であると思う。  | 本条例案では、規制範囲を明確かつ必要最小限にし、県民への萎縮効果が生じないようにするため、単なる声掛けではなく、正当な理由なく、「甘言・虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気のない場所へ誘い出し、又は誘い込もうとすること」等を禁止行為とするとともに、条例の適用に当たり、防犯に関する活動等が阻害されることのないよう十分配慮することについても規定しています。<br>条例制定後は、こうした条例の趣旨や要件等について、県警察と十分協議し、条例が慎重かつ適切に適用されるよう努めてまいります。 |

#### 5 「罰則」について

|    | 御意見・御提言の内容（要旨）   | 宮城県の考え方   |
|----|--|---|
| 13 | 迷惑行為防止条例では、本条例案の禁止行為について、「50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」などの罰則を設けており、これと整合性が図られていないのではないか。                 | 本条例案における禁止行為は、迷惑行為防止条例における禁止行為とは要件が異なっており、罰則については、その要件の違いを考慮するとともに、県の他の条例や先行府県の同様の条例の規定等を参考にして定めています。 |
| 14 | 子どもへの犯罪行為は精神的・感情的な心の病が大きく影響していることも多いと思われるが、その場合には、罰金や拘束では再犯を止めることはできないと思う。禁止行為を行った場合の罰則に専門家によるカウンセリングを受けることを加えてはどうか。 | 犯罪行為の加害者に対するカウンセリングについては、現在、国において調査研究等を行っている段階であり、その動向等も参考にしながら、慎重に検討することが必要な事項であると考えています。            |

6 「禁止行為に係る通報義務」について

|    | 御意見・御提言の内容（要旨）  | 宮城県の考え方   |
|----|---|---|
| 15 | 保護監督者自身が子どもに対する犯罪の加害者である場合（児童虐待や性的虐待など）もあるので、「保護監督者への通報」は認めるべきではない。むしろ、家庭や学校が犯罪現場になることの方が多いため、通報は児童相談所などの家庭や学校を離れた第三者機関への通報を求めるべきである。 | 本条例案では、「保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子ども」に対して行う行為を禁止行為としており、家庭や学校の外で行われる行為を主な規制対象として考えています。<br>保護監督者が子どもに危害を加える行為を行う場合については、児童虐待防止法等に基づき、適切に対応してまいります。 |

7 その他の意見

|    | 御意見・御提言の内容（要旨）   | 宮城県の考え方   |
|----|--|---|
| 16 | 素案の内容でよいと思う。   | 子どもを犯罪の被害から守る条例素案の内容に御理解をいただき、ありがとうございます。   |
| 17 | 条例が制定された場合は、各防犯協会や各学校に周知してほしい。   | 条例制定後は、条例の趣旨や規制内容等について県民や関係団体等への周知徹底に努めてまいります。  |
| 18 | 「前文」を設け、条例の必要性や県の思いを明確に示すべきではないか。  | 子どもは、その心身が未成熟であり、犯罪の危険を回避する能力が低いため、特に保護する必要があることや、県・県民・事業者が一体となって、子どもを犯罪の被害から守り、子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成を目指すものであること等の条例の趣旨は、目的に規定しています。<br>条例の必要性については、御意見募集時に統計資料等も示して説明しておりますが、条例制定後にも、各種フォーラムの開催や広報資料の配布等、様々な機会を捉え、県民や事業者等に広く周知するよう努めていきたいと考えています。 |
| 19 | 条例の制定も必要ではあるが、これまでに各地域において取り組まれてきた「保護者・地域住民によるパトロールや子どもを見守るためのあいさつ運動、健全育成団体の非行防止活動」等をさらに盛り上げることによって、犯罪を防止していく気運・姿勢が大切ではないか。県がその先頭に立って、予算を確保し、市町村を牽引し、具体的な活動への支援・協力を図っていく必要があると思う。  | 子どもを犯罪の被害から守るためには、各地域で行われている、子どもの見守り活動等をさらに盛り上げ、社会全体で子どもに対する犯罪の未然防止に取り組む気運を醸成していくことが必要です。<br>本条例の制定が契機となり、子どもの安全確保に関する気運が高まるよう、市町村や関係機関等と連携しながら、意識啓発の取組や情報の提供、助言その他の必要な支援等をこれまで以上に行っていきたいと考えています。   |
| 20 | 「地域社会全体で子どもを守る」という視点を地域の人たちが共通して持つことで、より安全で安心な地域になると思う。そのためには、大人が誤った情報に煽られ、子どもを困り込みすぎないように、正しい情報、正しい知識を得る機会を作るとともに、子どもも正しい知識が持てるような学びの機会が必要であると思う。<br>「CAPプログラム」は、子どもと大人それぞれに必要な知識と適切な対処法を伝えることができる、歴史と実績を持つプログラムであるので、こうしたプログラムがあることを広く紹介してほしい。 | 子どもを犯罪の被害から守るためには、子どもと大人の双方が正しい情報や知識を持つことも必要であると考えています。<br>そのため、本条例案においては、子どもを犯罪の被害から守ることに関し理解を深めることを県民の責務として規定しています。<br>県としては、専門知識を有する関係団体等とも連携しながら、教育や意識啓発等の取組を一層推進していきたいと考えています。   |